

特定不妊治療専用ローン「きらり」

平成31年4月1日 現在適用中

1. 商品名	特定不妊治療専用ローン「きらり」
2. ご利用いただける方	・高山市の「特定不妊治療支援利子補給」の認定を受けている方 ・安定継続した収入がある方
3. お使いみち	・上記ご利用いただける方にかかる次の資金 ①特定不妊治療（健康保険が適用されない体外受精および顕微授精）にかかる医療費 ②①の治療のために要する交通費（列車代、バス代、タクシー代、レンタカー代、自家用車・レンタカーのガソリン代・高速道路代） ※①、②とも支払後1カ月以内に限り支払済資金の取扱いも可
4. ご融資金額	・高山市が発行する利子補給決定通知書記載の金額を上限とし、1件あたり50万円以内かつ過去のご融資金額とあわせて200万円以内
5. ご融資期間	・3か月以上7年以内（元金据置6か月以内）
6. ご融資利率	・年2.20%（固定金利 保証料含む）
7. ご返済方法	・元金均等毎月返済・元利均等毎月返済・ボーナス月増額返済も可（ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内） （産前産後休暇または育児休暇中の場合、上記6か月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可）
10. 担保・保証人	・担保・保証人は必要ありません
11. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
12. 保証料	・ご融資利率に含みます
11. ご用意いただく書類	①本人および連帯保証人の本人確認資料 運転免許証・パスポート・健康保険証・顔写真付住民基本台帳カードの写しのいずれか ②高山市発行の「利子補給承認決定通知書」
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話：0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。 【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
13. その他参考となる事項	・お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・適用期間は2019年4月1日から2022年3月31日（当日申込受付分まで） ・ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「手数料一覧表」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 ・返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。